

公募内容説明書

明治通り（代行）庶路2号橋新設工事（工場製作）1工区に係る公募型指名競争入札（以下「入札」という。）の公募内容は次のとおりとする。

平成19年6月1日

北海道釧路支庁長

本工事は、今後入札を予定している「明治通り（代行）庶路2号橋新設工事（工場製作）2工区」との分割発注による入札であり、当工事の落札者は2工区の入札に参加出来ません。なお、当工事の落札者となった特定建設工事共同企業体の構成員についても、他の共同企業体の構成員として2工区の入札には参加出来ません。

1 入札に付する工事の内容

- (1) 工事名 明治通り（代行）庶路2号橋新設工事（工場製作）1工区
- (2) 工事場所 白糠町
- (3) 工期 契約締結日の翌日から平成20年3月21日まで
- (4) 工事概要 別紙のとおり

2 応募者に必要な要件

入札参加希望者は、特定建設工事共同企業体であって、次の要件をすべて満たしていること。

ア 共同企業体の構成員は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第107条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北海道における鋼橋上部工事の競争入札参加資格がA等級に格付されていること。

ウ 共同企業体及びその構成員は、入札執行の日までの間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、公募期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。

エ 共同企業体の構成員は、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

オ 共同企業体の構成員は、建設業法(昭和24年法律第100号)第17条に規定する特定建設業者であり、かつ、北海道内に営業所を有し、構成員の1社以上が北海道内に主たる営業所（「主たる営業所」とは、建設業許可申請書別表の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。

カ 共同企業体の構成員は、本工事に対応する建設業法の許可業種について、許可を受けてからの営業年数が4年以上あること。

キ 共同企業体の構成員は、過去10年間(平成9年度以降)に、本工事と同種で、かつ、おむね同規模と認められる工事を元請として施工した実績を有する者であること。

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。

ク 共同企業体の構成員は、監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同

等以上の資格を有し、入札参加申請書の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者を工事に専任で配置できること。ただし、合併又は営業譲渡等があった場合は、この限りではない。

ケ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

コ 共同企業体の構成員は、本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

サ 構成員の数は、2社又は3社であること。

シ 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。

ス 構成員の組み合わせは、北海道における鋼橋上部工事の競争入札参加資格の格付けがA等級同士の組み合わせであること。

セ 本工事の入札に参加する特定建設工事共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員又は協同組合等の構成員として参加する者でないこと。

ソ 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取るとは、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。

a 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第97号）による改正前の商法（明治32年法律第48号。以下「旧商法」という。）第211条の2第1項及び第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(a) 親会社（旧商法第211条の2第1項及び第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(a)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(a) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

(b) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第61条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

c その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記 a 又は b と司視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 入札の参加申請

(1) 申請書等

入札参加希望者は、公募型指名競争入札参加申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 類似工事施工実績調書

イ 類似工事施工実績を証明する書面（工事実績証明書若しくはこれに代わる書面（契約書等

の写し)並びに共同企業体協定書及び経常建設共同企業体附属協定書の写し又はCORINS登録の写し)

ウ 配置予定技術者調書

(ア) 既に他の公募型指名競争入札又は一般競争入札(以下「他の入札」という。)(他官庁を含む。)に申請済みで、当該公募型指名競争入札の申請時点でまだ入札が執行されていない場合には、他の入札の配置予定技術者を申請することができる。ただし、既に申請した他の入札が契約に至った場合、既に申請した他の入札の配置予定技術者に代わる同等の資格及び経験を有する配置予定技術者を併せて申請しなければならない。

(イ) 申請から入札までの間に、次に掲げる事態が発生し申請時の配置予定技術者を配置することができない場合にあっては、当職の承認を得て配置予定技術者の変更をすることができる。ただし、変更する配置予定技術者は、申請時の配置予定技術者と同等の資格及び経験を有する配置予定技術者でなければならない。

a 配置予定技術者が死亡、長期療養、退社または退職した場合

b 申請した公募型指名競争入札の入札日までに、完了する予定の工事(以下「他の工事」という。)の専任技術者等となっている場合において、他の工事が天災その他の不可抗力または発注者からの契約変更(設計変更による工事の増に伴い、工期が延長された場合等。ただし、あらかじめ契約変更が予定されていた場合を除く。)により、完成予定日が延期されたため、申請時の配置予定技術者を配置予定技術者とすることができない場合

エ 特定関係調書(当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、その都度提出すること。)

オ 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書(既に、本工事の請負を目的とした特定建設工事共同企業体として、北海道における鋼橋上部工事の競争入札参加資格を有する場合は除く。)

カ その他支出負担行為担当者が必要と認める書類

(2) 提出期間

平成19年6月1日(金)から平成19年6月11日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)毎日午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所

釧路市双葉町6番10号 北海道釧路土木現業所企画総務部工事契約課

(4) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

(5) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

(6) 留意事項

配置予定技術者が、他の工事の監理技術者、主任技術者又は現場代理人で、かつ、他の工

事の契約期間(フレックス工期)と本工事の契約期間が重複する場合は、その者を配置予定技術者とすることはできない。ただし、次のいずれかに該当する場合の期間を除く。

ア 工事現場への立入調査や施工計画の立案等の工事準備に未着手である場合、工事が完成し事務手続のみが残っている場合、工事を一時中止している場合その他これらに類する場合

工事準備等の行為も含め工事現場が不稼働であることが明確である期間

イ 橋梁工事等に含まれる工場製作過程で、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで行われる場合

ウ 落札者決定後、CCRINS等により配置予定監理技術者の専任制について、違反となる事実が認められる場合は、契約を締結しない。ただし、支出負担行為担当者がやむを得ない事情があると認め、配置予定監理技術者の変更を承認した場合を除く。

4 入札参加者の指名

入札参加者は、申請者の中から、指名選考委員会において選考し、その結果を平成19年6月20日(水)までに書面により通知する。

5 指名されなかった者に対する理由の説明

(1) 指名されなかった者(以下「非指名者」という。)は、平成19年6月27日(水)までに書面により指名されなかった理由を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

釧路市双葉町6番10号 北海道釧路土木現業所企画総務部工事契約課

(2) 理由は、理由を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

(3) 非指名者は、回答のあったその理由について平成19年7月9日(月)までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

釧路市双葉町6番10号 北海道釧路土木現業所企画総務部工事契約課

(4) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したとき。

イ 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する者で、過去2年間に国(公団を含む。以下同じ。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであることを、あらか

じめ、証明した者であり、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

なお、共同企業体の場合にあつては、その構成員の1社以上が、規模を除いてこの条件に該当するものであるとき。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、道を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

ウ 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する共同企業体で、その構成員の全員が、過去2年間に国又は地方公共団体と種類をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であることを、あらかじめ証明した場合で、その共同企業体が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

7 図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)の閲覧等

(1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、入札参加申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。

ア 閲覧期間 平成19年6月1日(金)から平成19年7月11日(水)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所 釧路市双葉町6番10号
北海道釧路土木現業所 3階 閲覧室

(2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間 平成19年6月1日(金)から平成19年7月6日(金)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)毎日午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 北海道釧路土木現業所企画総務部工事契約課

(3) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 平成19年6月4日(月)から平成19年7月11日(水)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所 北海道釧路土木現業所 3階 閲覧室

8 支払条件

(1) 前金払 契約金額の4割に相当する額以内とする。

(2) 中間前金払 契約金額の2割に相当する額以内とする。

なお、本事項及び(3)の事項については、契約締結時にいずれかを選択の上、契約書を作成するものとし、契約締結後の変更は認めない。

(3) 部分払 2回とする。ただし、軽微な設計変更に伴い生じた新工種に係るでき形部分等に対応する請負代金相当額は、当該設計変更に伴う請負代金額の変更が確定するまでの間は部分払額の算出基礎に算入しない。

9 契約書作成の要否

必要とする。

10 再苦情申立て

(1) 非指名者に対する理由の説明に不服がある者は、平成19年7月25日(水)までに書面により再苦情の申立てを行うことができる。

なお、書面は持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

(2) 再苦情申立てに関する審議は、建設部再苦情処理委員会が行う。

(3) 書面の提出先及び再苦情申立てに関する手続等の問い合わせ先は、次の場所とする。

釧路市双葉町6番10号 北海道釧路土木現業所企画総務部工事契約課

11 その他

(1) その他入札に関し不明な点は、北海道釧路土木現業所企画総務部工事契約課(電話 0154-23-9122)に照会すること。

【公募内容説明書別記】

公募内容説明書「2 応募に必要な要件」の説明

2 のカ関係

本工事に対応する建設業法の許可業種は、鋼構造物工事業です。

2 のキ関係

本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事は、代表者にあつては鋼橋上部の製作を600t以上施工した工事、代表者以外の構成員にあつては鋼橋上部の製作を300t以上施工した工事です。

2 のク関係

- ① 国家資格を有する主任技術者とは、1級土木施工管理技士又は技術士(建設部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。))の資格を有する者です。また、これと同等以上の資格を有する者とは、建設業法第15条第2号ハの規定に該当する者(土木技術者に限る。)です。ただし、共同企業体の代表者以外の構成員については、2級土木施工管理技士(種別を「土ス」に限る。)を主任技術者とすることができる。
- ② 監理技術者は、①の要件を満たし、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者の資格を有する者です。

2 のコ関係

本工事に係る設計業務等の受託者は、ダイシン設計(株)です。当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者とは、次の①又は②に該当する者です。

- ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

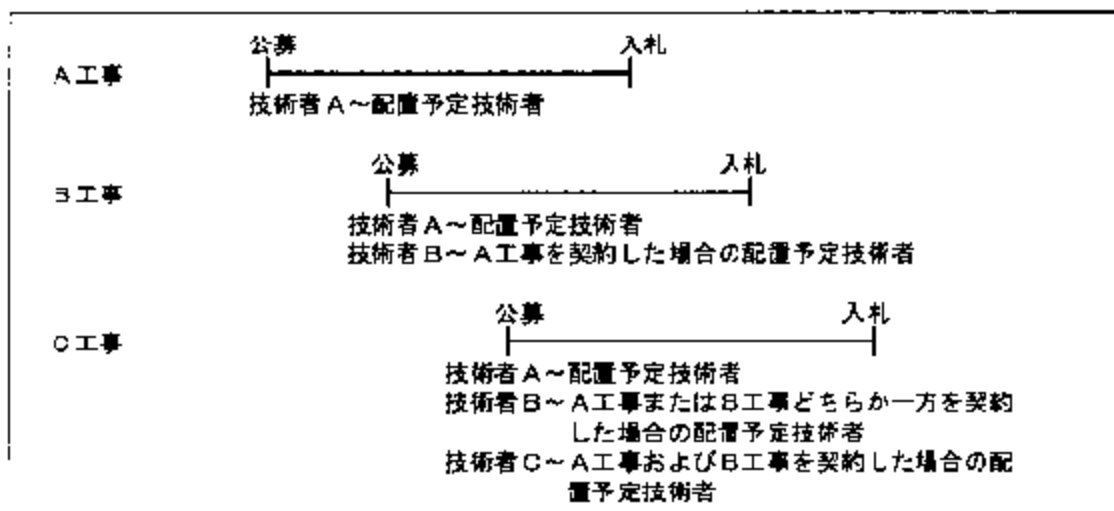
2 のソ関係

人的関係の対象となる取締役とは、次の①、②又は③に該当する者です。

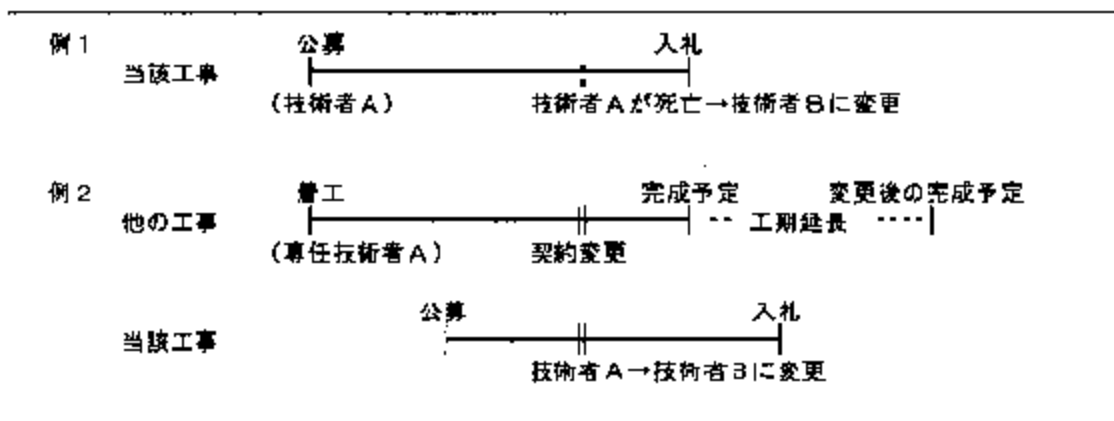
- ① 会社の代表権を有する取締役(代表取締役)
- ② 取締役(社外取締役及び委員会設置会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第2号に規定する委員会設置会社をいう。以下同じ。)の取締役を除く。)
- ③ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役

3の(1)のウ関係

① 配置予定技術者調書の申請例



② 配置予定技術者調書の変更例



工 事 概 要

工 事 名：明治通り（代行）庶路2号橋新設工事（工場製作）1工区

工事箇所：白糠町

工事概要：橋長 $L=229.0\text{m}$

内A1橋台～P1橋脚分（支間長 $41.0\text{m}-70.0\text{m}$ ）

幅員 $W=15.5\text{m}$ （地覆外縁間）

$W=8.5+2@3.0\text{m}$ （有効幅員）

工場製作 666.7t

内製作加工 619.7t

予備品 47.0t

橋梁形式：1径間連続非合成鋼箱桁

工場輸送起点：釧路